

氏 名	やま もと よし か 山 本 芳 華
学位(専攻分野)	博 士 (地球環境学)
学 位 記 番 号	地 環 博 第 17 号
学位授与の日付	平 成 19 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	地 球 環 境 学 舎 地 球 環 境 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	環境マネジメントシステムと環境政策 ——欧州排出権取引制度と自治体環境管理を中心に——

論文調査委員	(主 査) 教 授 植田和弘 教 授 松下和夫 助教授 森 晶寿 教 授 高月 紘
--------	--

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、公的機関における環境マネジメントシステムの意義と機能について、その実態調査を基礎に統計分析等を行い、その役割や機能を明らかにするとともに、私企業における環境マネジメントシステムを公共政策に利用することの可能性を明らかにしたものである。得られた研究成果は、以下のとおりで、全6章にまとめられている。

第1章では、本論文の背景と目的が述べられるとともに、ISO14001 規格の概要が整理され、既存研究の到達点と課題が確認される。環境マネジメントシステム導入行為が環境保全への技術投資行動と捉えられ、環境政策における自発的アプローチとしての利用可能性、および公的機関に特徴的なインセンティブや効果を解明するという本論文の課題と問題意識が提示される。さらに第2章では、公的機関である自治体での環境マネジメントシステム導入の現状と問題点が整理され、その意義がまとめられる。

第3章では、ISO14001 導入自治体における組織内インセンティブとその効果、取得自治体の規模や取得範囲、既存の環境施策と ISO14001 との関連性が統計的に分析される。その結果、庁内エネルギー削減業務、コスト削減や職員の意識向上のみならず、自治体マネジメント体制の強化に及ぼした効果が明らかにされるが、同時に、既存の環境施策と ISO14001 との整合性が十分ないことも解明される。

第4章では、ISO14001 とは独自のマネジメントシステムである環境自治体スタンダードを導入した自治体における組織内インセンティブや効果、さらに監査の信頼性と環境管理システムとの関係が分析される。組織内における効果は、エコガバナンス項目においての意識向上は薄いものの、エコオフィス項目やエコマネジメント項目では効果が高かった。また、監査の信頼性については肯定的な結果が得られている。

第5章では、ISO14001 をはじめとした自発的環境マネジメントシステムが公共政策実施のための基盤の一部として利用可能であるか否かが、EU 排出権取引制度を事例に検討される。その結果、法的強制力に基づくアプローチよりも自発的アプローチの方が、排出権取引制度におけるデータマネジメントには効果的であることが指摘される。

第6章では、公的機関における環境マネジメントシステムは、省資源・省エネルギー効果を持ち、組織内部の体制強化にも役立つが、限定された範囲での効果にとどまっていることが確認される。さらに環境マネジメントシステムの導入は、環境政策におけるさまざまなポリシー・ミックスの展開可能性を広げることが指摘され、結論とされる。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、ISO14001 をはじめとする環境マネジメントシステムを取り上げ、それが公共機関の内部及び外部の環境保全活動や環境保全体制の整備、そして公共機関が実施する環境政策の実効性に及ぼした効果を、実証的に分析したものである。研究の成果として評価できる点は、以下の通りである。

第1に、既存の環境マネジメントシステムの導入効果に関する研究が、民間企業を対象とした、自発的環境政策手段とし

ての観点から行われてきたのに対して、公共機関・地方自治体を対象とし、環境マネジメントシステムを自らの環境政策を強化するものとの観点から研究を展開したことである。日本では地方自治体などの公共機関が、組織の内部だけでなく地域の環境保全を推進する目的で ISO14001 認証を取得してきたが、実際の導入効果に関する環境政策上の検討は皆無に近かった。これに対して本論文は、エコアクション・エコマネジメント・エコガバナンスという3つ評価基準を提示し、効果の定量的な実証分析を行った。そうすることで、環境マネジメントシステムを環境政策手段論として位置づけるとともに、公共機関に拡張して展開できる可能性を切り開いたと言え、評価できる。

第2に、環境自治体スタンダード方式、自己宣言方式、ISO14001 認証という異なる環境マネジメントシステム間の効果を比較分析したことである。近年、様々な事情から、ISO14001 とは異なる環境マネジメントシステムを導入する地方自治体が増えているが、それらの方式が ISO14001 認証と比較してもたらず効果は十分に検討されてこなかった。本論文では、独自の方式を先駆的に導入した京都府八幡市および長野県飯田市を事例として取り上げ、上記の3基準に基づいて評価を行うことで、ISO14001 認証と同等、あるいはそれ以上の効果をもたらしうることを示すとともに、それを実現するための条件を明らかにした。

第3に、ISO14001 認証システムは、欧州排出権取引制度という環境政策と組み合わせて活用されることで、単一の自発的な環境政策アプローチとしてだけでなく、欧州排出権取引制度の実効性を高める政策の基盤として活用しうることを明らかにしたことである。従来の研究では、ISO14001 認証システムを単独で取り上げて効果を検証しようとしてきたが、本論文では、ISO14001 認証システムが企業の環境汚染物質の排出目録管理にも資する点に着目し、欧州排出権取引制度の実効性を高めることを、実証分析を行い明らかにした。

以上、本論文は、環境マネジメントシステムが公共機関で導入された場合の評価手法の確立に関する先駆的研究であるとともに、欧州排出権取引制度など他の環境政策手段との組み合わせによる政策効果向上の可能性を明らかにした。このことは、学術上貴重な貢献であるとともに、地球環境経済論及び環境政策論上寄与するところが少なくない。

よって、本論文は博士（地球環境学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成18年12月9日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。